

小平市立花小金井小学校

保護者の会規約

（名称・会員）

- 第1条 本会は、小平市立花小金井小学校保護者の会（以下、本会という）と称し、小平市立花小金井小学校に在学する児童の保護者を会員とする。
在職の教職員は賛助会員とする。

（目的・所在）

- 第2条 本会は、学校と会員及び会員相互の連携と協力により、学校教育の向上発展と学校・家庭・地域における児童の健全育成を図ることを目的とする。
本会は、小平市立花小金井小学校（小平市花小金井1丁目35番1号）内に置く。

（活動）

- 第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。
1. 学校行事への協力及び学校教職員との交流を図る。
 2. 教育振興のため学校より要請された事項への協力を図る。
 3. 地域や青少年対策委員会、小平市立小学校PTA連合会等の活動への協力を図る。
 4. 研修・親睦・弔慰に関すること、その他必要と認められることを行う。

（組織と運営）

- 第4条 本会は、次の組織により、会員の総意に基づいて民主的に運営される。
1. 保護者の会委員会
(1) 保護者の会委員会（以下、委員会という）は各学年から選出された保護者の会委員全員と校長、副校長、教員代表による会であり、本会の協議及び執行機関である。
(2) 委員会は原則として毎学期に1回（2回）開催するが、必要に応じて臨時に開くことも出来る。
(3) 本会の運営は、委員会出席者の3分の2以上の賛同によって制定・改正することができる。（制定とは、係や仕組みなど新規に立ち上げることを指します。）
 2. 保護者の会役員会
(1) 保護者の会役員会（以下、役員会という）は、正・副委員長、書記、会計と校長及び副校長によって構成する。
(2) 役員会は委員会に先立って開催し、委員会の円滑な運営のために必要な企画立案及び調整等を行う。
(3) 役員会が必要と認めた委員等は、保護者の会委員長の要請により役員会に出席を認める。
 3. 保護者の会全体会
保護者の会全体会は、全保護者の会であり、委員会及び学校が開催の必要を認めた場合開催する。

（各委員及び役員の選出）

- 第5条 各委員及び役員の選出は次のように行う。
1. 原則、前年度中にオンラインアンケートにて、保護者の会委員・青少対委員の両委員（以下、学年委員）を各学年からそれぞれ2名×クラス数で選出する。
 2. 委員会において、次の役員を選出する。
委員長・副委員長・書記・会計（必要に応じて各役員若干名）
 3. 委員長、副委員長選出において、本会で一度でも委員長、副委員長を経験したことのある保護者、および地域教育コーディネーター・花小クラブコーディネーター（放課後こども教室）を経験した者は、本人の申し出がある場合、委員長、副委員長に選出されることを辞退することができる。

4. オンラインアンケートにて学年委員を選出する際、本校に在学中の児童がおり、かつ地域教育コーディネーター、花小クラブコーディネーター（放課後こども教室）の職務を遂行している保護者については、その年度の学年委員を免除される。
5. 学年委員は、原則児童 1 人につき 1 回、1 家庭につき最大 2 回までとする。
ただし本人が希望すればそれ以上も可能（該当者がいない場合は再度協議する）。
卒業生については平成 22 年度以降の委員経験を有効とする。
6. 保護者の会委員長、保護者の会副委員長、地域教育コーディネーター、花小クラブコーディネーター（放課後こども教室）を経験した者は、今後の学年委員を免除される。

（役員及び委員の任務）

第 6 条 役員及び委員の任務は次の通りとする。

1. 委員長は、本会を代表し、会務を遂行する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の場合はその代理を務める。
3. 委員長及び副委員長は、本会が活動を推進するために関わる各団体や学校の会議に必要なに応じて出席し、本会を代表して必要な任務を行う。
4. 書記は、委員会の会議の記録及び委員会だよりの作成、委員会の活動の記録を行う。
5. 会計は、会員から徴収した会費の収支管理を行う。
6. 委員は、各学期に開かれる保護者会等において、全保護者の意向を反映させるために必要な任務を行う。
7. 委員会は、次年度の新役員との引継ぎをもって任務を終わる。

（会費）

- 第 7 条 1. 本会は、会の運営のため、次の会費を徴収する。
児童一人につき年額 600 円の会費を徴収する。但し、在学中の第 2 子以降、教職員は一人につき年額 400 円とする。
2. 年度途中の転入者からの会費の徴収、および年度途中の転出者への会費の返還は行わない。

（会計及び会計監査）

第 8 条 会計は、保護者の会役員の会計がその任にあたる。
会計監査は、前年度保護者の会委員の中から 2 名選出する。

（会計年度）

第 9 条 会計年度は、年度の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとし、年度末には会計監査および会計報告を行う。

（個人情報の取り扱い）

第 10 条 本会が活動を推進するために必要とする会員の個人情報の取得、利用、提供及び管理については、「個人情報取扱規程」により適正に運用するものとする。

（規約改正）

- 第 11 条 1. 本規約の改正は、役員会で原案を作成し、委員会で審議した上で、全会員に採決をとり、回答者の過半数の賛同と学校長の承諾を得て成立する。
2. 不測緊急の事態に際して、役員が必要と認めた場合、委員会の 3 分の 2 以上の賛同によって一年に限り規約を改正することができる。

（弔慰規定）

第 12 条 本会の弔慰に関しては、別に定める。

付 則

1. 本規約は、平成14年4月1日に制定する。
 2. 本規約は、平成15年4月1日に一部改正する。
 3. 本規約は、平成18年4月1日に一部改正する。
 4. 本規約は、平成27年4月1日に一部改正する。
 5. 本規約は、平成29年4月1日に一部改正する。
 6. 本規約は、平成31年4月1日に一部改正する。
 7. 本規約は、令和3年4月1日に一部改正する。
 8. 本規約は、令和6年7月28日に一部改正する。
 9. 本規約は、令和7年4月1日に改定する。
- 本規約は、令和7年4月1日より施行する。

小平市立花小金井小学校保護者の会
保護者・児童・教職員の弔慰に関する規定

(目的)

第1条 本会の保護者・児童・教職員に関して、弔慰を行う必要の生じた場合の原則的な事項を定める。

(対象)

第2条 弔慰の対象は次の通りとする。

1. 保護者 2. 児 童 3. 教職員

(方法と内容)

第3条 死亡の場合

原則として、代表が参列し、香典五千円を供える。

(規定改正)

第4条 本規約の改正は、役員会で原案を作成し、委員会で審議した上で、全会員に採決をとり、回答者の過半数の賛同と学校長の承諾を得て成立する。

付 則

1. 本規定は、平成14年4月1日に制定する。
 2. 本規定は、平成15年4月1日に一部改正する。
 3. 本規約は、令和3年4月1日に一部改正する。
- 本規約は、令和3年4月1日より施行する。